

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年2月24日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 尾之間中央公民館 2F 大会議室

3. 出席委員 (20人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	11番	永綱 忠美	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (0人) 欠席者

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第48号 農地利用集積計画について
議案第49号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
議案第50号 非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 邦義
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

皆さんおはようございます。

ただ今より平成26年度第11回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は7番委員の大角委員にお願い致します。

憲章朗唱（7番委員）

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

改めまして、皆さんおはようございます。

皆さんご承知のとおり国会の審議が始まっておりまして、農業委員会制度についての議論も、細々したところまで審議が行われているようでございます。これまで言われてきたことと大きな違いは無いんじゃないかとみているところなんです。委員数の半減だとか農業とは関係なく、客観的な立場の人を入れるとか、半数以上を認定農家にするというようなこと、また、町長が選ぶというようなことも協議がなされているようでございます。最終的には遅くとも6月末までには法律が成立するんですが、そのあと細々した省令や政令などの作成があるようでございます。それが3か月から6か月程かかると。12月から3月までには整理が済むという情報でございます。今しばらくいろいろな情報に皆さんの耳を傾けておいてほしいと思います。

本日は皆さんお揃いの中で、熱心に議論をしていただきたくお願いをいたします。

それでは本日の会議録署名委員を15番委員、16番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第9号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第9号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があったので報告をいたします。

整理番号3番。権利の種類：使用貸借権。契約内容：農地法第3条。貸借人：借人

（ 歳）、貸人
さん（ 歳）。土地の所在：、畑、
㎡。貸借期間：平成24年12月26日から平成29年12月25日までの5年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日：平成26年4月8日。貸借の合意解約の合意が成立した日：平成26年4月15日。貸借の合意による解約をする日：平成26年4月25日。土地の引き渡し時期：平成26年5月7日。

この案件につきましては、借人はすでに転出されております。ご存じのとおり青年就農給付金を利用されておりました。

この土地につきましては、後ほど出てきますが新たな新規就農の方が借りる予定でありますので、審議をお願いしたいと思っております。

会長

報告案件でございますが、担当委員から補足の説明などございますか。

○番（農業委員）

新規就農者として非常に期待をしていたわけなんです。このような事態になったことを大変申し訳なく思っているところです。

また新たに新規就農の方が引き継いでくれるということですので、そ

○番（農業委員）	の方に期待をしているところです。
会長	皆さん方からご質問等ございますか。
○番（農業委員）	この方は何で辞められたんですか。
会長	<p>青年就農給付金の件は、転出をいたしましたので行政側は給付金を切っております。</p> <p>なぜ辞めたのかという事は、私は聞いておりませんのでどなたか知っている方は。</p>
○番（農業委員）	地元に関心があると思っておりますが、私も分からないという状況です。いつの間にかなくなっていた状態であります。
○番（農業委員）	<p>もう転出している人が何で辞めたのかを突き止める必要もないと思うんですけど、■■■■君は■■■■に住んでいて■■■■まで通ってガゼツを作っておったんですけども、■■■■で何をしているのかなあと。青年就農給付金も2年で打ち切られたと思うんですが、このようなことがまた■■■■では無いとは思いますが、事務局もそこら辺の確認も取れてないんじゃないでしょうか。</p> <p>このあと、また新規就農者がこの土地を借りられるようですが、Iターンの皆さんについては、まず土地を借りる・機械を揃えるという事を考えれば、人・農地プランについては慎重に審議をしないといけないと思っております。 以上です。</p>
会長	■■■■委員からもありましたように、人・農地プランについては町の検討会段階でも、新しいところでまた申請をしたときに、ちゃんと履歴がわかるのかという話が出ました。その中で当然、県一円で名前が出ます。国のお金ですので、国の方が市町村レベルよりきちっと整理がされておりますので、屋久島の事例がわからないまま、別の場所で新たに認定を受けることは、ほぼ無いんじゃないかと私は思っているところです。
○番（農業委員）	<p>私は何で辞めたのかという原因を厳しく見たいと思ってるんです。</p> <p>まるで農業に関係ない人が農業をしたいと。どういうふうに条件がそろったのかわかりませんが。</p>
○番（農業委員）	給付金は渡したものは返ってこないということですか。
会長	<p>給付した分の返還はないです。本人からの返還規定はありません。</p> <p>本人に虚偽の申請があった場合は、返還を求めるとありますが計画通りに進めていた場合の返還規定はありません。後々会計検査があって返還があるとしたら、市町村が返還をすることになります。</p>
○番（農業委員）	<p>屋久島町でも騙されたといえば大げさですが、町内で適合するものの規約とか、それに合致しないと認めないというふうにしていかないと、どんどん増えていくと思いますよ。Iターン者はネットワークで情報を集めて、屋久島に行けば補助金がもらえる。ということになっている。</p> <p>町と決裁をする人も、しっかりと見極めてほしいということです。</p>
○番（農業委員）	地域に後継者が望めないときに、やはり遊休地を解消するにはIターン者でも新規就農者に期待せざるを得ない状況にあるわけです。新規就農者は大切だと私は考えております。
会長	<p>新規就農給付金が生まれた国のおおもとの考え方は、『多様な担い手をどんどん受け入れなさい。』という基本的な考え方があります。</p> <p>そういう関係で、申し込みがあった時にむやみに拒絶してはいけません</p>

会長

ん。計画がしっかりしておけば認めなさい。という国の方向です。屋久島町だけでこのような事例が出ているわけではございませんで、市町村の取り組みもいろいろございまして、国の方向を無条件で受け入れるところ、あるいは結構厳しく取り扱うところ。県下でもいろいろあるようです。ですから当然屋久島町の場合でも十分参考になっておりまして、26年の認定審査会では新規就農者でと手を上げた方を保留しております。申請された方全員を認めているわけではございません。

○番（農業委員）

君もで牛を飼って頑張っておりました。さんもトラクターも買って、始めておりました。ただ1つ、本人が無肥料・無農薬と言ったでしょう。ガゼツが無肥料でできますか？指導もされたかもしれないですけど本人の考え方があるわけですから、それ以上のことは農業委員会でも言えないわけですよ。

審査をする時点では認めざるを得なかったということですよ。今後も新規就農者については、会長が言われるように特に慎重に審議がなされると思いますので、今回の解約については何の問題もないと思います。

会長

さんにまとめていただいたわけですが、この報告案件についてはよろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

続きまして議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第46号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号30番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人さん（歳）、貸人さん（歳）。土地の所在：、畑、 m^2 。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：さつまいもが1月から11月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積は新規就農ですので0。申請人の経験年数：5年。農機具等の保有状況といたしまして、チップパー・1、刈払機・1、管理機・1。導入予定といたしましてトラクター・1、ハンマーナイフモア・1をリースによる導入予定ということです。

先ほど合意解約した土地をそのまま借り受けるということでありませす。少し荒れていたようですが、すでに耕作する準備を始めているようでございます。

青年就農給付金につきましては、当初相談がありまして農林水産課の担当と話をしておりましたが、申請をできる状態にないということで申請はしておりませす。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えませす。以上です。

会長

整理番号30番について、担当委員からご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

ただ今、みなさんと議論いたしました跡地について、借りたいという申請です。この方についてはで農業をやりたいということで、半年前からに居住しております。地域の活動にも積極的に参加をしております。そのようなことで、本人については農業に努力するということで、人・農地プランの地域農業を考える会もあつたわけなんですけども、後継者もいない状況で地域農業ができるのか。やはり新規就農者を支援していかなければ、地域農業は終わってしまうという意見も多いわけです。2度と失敗の無いように、新規就農者に期待をしておるわけ

○番（農業委員）	です。 よろしくお願いをいたします。
会長	整理番号 30 番について、皆さん方からご意見、ご質問等ございませんか。
○番（農業委員）	この方は独身ですか。
○番（農業委員）	はい。
○番（農業委員）	6 ページの 3 の『具体的な営農計画及び年間販売計画』のところでサツマイモを作付けし、販売店へ出荷。約 反歩で 円。これは間違いですよ。
会長	私も、こんなに利益があがるのかと事務局に確認をしましたら、干し芋にして販売をする予定だそうです。 干し芋にした場合、どのくらいになるのか私も知識がございません。
○番（農業委員）	本人がそのような計画なんでしょうけども、 反歩でこんなに。専門に聞いてみないとわかりませんが、干し芋にしてキロ単価いくらで何枚取れてというふうには、はっきり計画を立てないと 円そのまま認めていいのかなど。あまりにも大きすぎる金額だと思うんですけど。 申請書に不備がなければ、貸人も の人ですし さんの後の土地ですから、この方にはぜひ頑張ってくださいと思います。
会長	面積はここだけですか。 3 年の契約ですけども、その後は何か計画があるんですか。
○番（農業委員）	今作付けしているのはここだけですが、周辺にもたくさん土地がありますので、今から随時ということです。
○番（農業委員）	自分も 反歩で 円は到底無理だと思いますので、3 年で終わりではなく、随時計画があるのであれば。問題もないと思います。
○番（農業委員）	本人のやる気があれば、何でも認めますよ。という気がするんですが、行政的に「ダメです。」と突っぱねることはできないんですか。 現実問題として、できませんよね。
○番（農業委員）	安納芋を 反歩作って 円あります。って言われれば無理だと言えりけども、干し芋にして売ってあるから、そんなに高く売れるんだなあといしか言いようがないですよ。
○番（農業委員）	干し芋を作るには施設が必要なんじゃないかと思うんですけども。 ハウスにしても。干すってなると、いろいろな問題が出てくるんじゃないですか。 ここらあたりの施設の計画はないんですか。
会長	干し芋について私も知識はないんですが、種子島の方から「屋久島で干し芋を作りたいんで、空いている農地を探してくれないか。」という打診をうけたことがございます。ただその時私が答えたのは、「屋久島ではなかなか知らない人に農地を貸すということは、ほとんどありませんよ。」と、お断りをいたしました。 施設の話も出ましたけども、本人がどういう形を取ろうとしているのか確認はしていないんですが、芋を加工する業者に委託するとうことも考えられます。そういう業者がいるかどうかわかりませんが。
○番（農業委員）	この方は多分、6 次産業がやりたいんだと思うんです。自分で作って

○番（農業委員）	加工して販売をする。ということですよね。経験が5年あるそうですが、この方がどこで何を5年経験して、■■■■に住んだのかということが知りたいんですけど。
○番（農業委員）	私の聞いた限りでは、■■■■にウコン・ガゼツを作っている方がいて大きなハウスも持っている方ですが、一緒にしていたと聞いております。
○番（農業委員）	皆さんからのご心配は、私も重々感じております。 まず、地域農業をどうするか。ということ。私も長年農業に従事しております。苦労もわかっております。私はこの方なら、十分やっていると考えております。私も農業をやっている人間ですから、出来ない人間を出しません。 お願いします。
会長	それでは整理番号 30 番について、許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 30 番は許可することに決定致します。 続きまして整理番号 31 番について事務局の説明をお願いします。
事務局長	整理番号 31 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（■■■■）■■■■さん（■■歳）、譲渡人（■■■■）■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■。地目：畑。2筆の合計面積が■■■■㎡。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：甘藷とたんかんが1月から12月です。事由：新規就農。所有権の移転を受ける者の状況といたしまして、新規就農ですので経営面積はございません。申請人の経験年数も0です。農機具等の保有状況といたしまして、耕運機・1、草払機・1です。 非耕作地はございません。周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況につきましては『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。 譲受人は3条のこの申請と合わせまして5条による住宅建築も申請されています。 10 ページの地図をご覧くださいまして、3条申請地と5条申請地を分筆して申請をされております。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 以上です。
会長	整理番号 31 番について、担当委員からご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	説明がありましたように 10 ページの地図で青いところが住宅を建てる場所です。■■■■と■■■■はくぼんだところにあります。22日に調査に行きましたところ、周囲の境界線についても皆さん合意をしているということです。 彼女は■■■■親父さんを亡くしまして、お母さんの面倒を見るという事で帰ってきております。今は実家に住んでいるんですが、長男が帰ってくるということで、そこを長男に渡して自分はお母さんと5条申請の場所に家を建てて住みたいという申請です。 周りとの話も、うまくついているということですので、問題ないと思います。
会長	整理番号 31 番について、皆さん方からご意見、ご質問等ございませんか。 （「ありません。」の声あり）

会長

ご意見なしでございます。整理番号 31 番について許可することにご異議ございませんか。
(「はい。」の声あり)
整理番号 31 番について許可することに決定いたします。

続きまして 11 ページです。議案第 47 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 47 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 16 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人() さん(歳)、譲渡人() さん。土地の所在： 、畑、 m^2 。利用状況：休耕地。農地の区分につきましては第 2 種農地・都市計画区域です。事由：『社宅住まいなので、自分の持ち家を新築したい。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が m^2 。一般住宅の建築面積が m^2 、車庫の建築面積が m^2 、建築面積の合計が m^2 です。

17 ページの地図をお願いいたします。この地域についてはご覧のとおり宅地化が進んでおります。一方では柑橘類の栽培などに熱心に取り組んでいらっしゃる方もおられます。今後についても宅地化が進んでいく状況だと思われまますので、やむを得ないと思います。

農地区分につきましても 10ha 以上の農地の広がりもないことから第 2 種農地・その他の農地というふうに判断しております。

会長

整理番号 16 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

譲受人のお父さんがここにおられましたけども、この土地が畑として使われておった記憶はないです。周りに農地もあるんですが、持ち主が屋久島には帰ってこないということですし、やむを得ないと思います。

会長

皆さん方からご質問等ございますか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 16 番について同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 16 番は同意することに決定いたします。

続きまして整理番号 17 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 17 番です。権利の種類：所有権移転。契約内容： 。申請人：譲受人() さん(歳)、譲渡人() さん(歳)。土地の所在： 、畑、 m^2 。利用状況：休耕地。第 1 種農地。事由：『高齢の母とバリアフリーの新築建物と一緒に住むため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が m^2 、一般住宅の建築面積が m^2 です。

先ほどの 3 条の申請時にも説明いたしましたが、すでに分筆されておりまして一般住宅を建てる計画でございます。

農地区分につきましては周辺に 10ha 以上の農地が広がっていることから第 1 種農地と判断しておりますが、例外として許可を認める要件の 1 つに、今回、集落接続施設ということで周辺地域に居住するもの日常生活上、または業務上必要な施設に隣接して設置をされるものがあります。申請地が集落を形成しつつある場所として、既存の住宅等が 3 棟以上という要件に該当するというふうに思われます。もう 1 つは申請人の事情なんですが、申請事由の中で明記されておりますが母親の介護に

事務局長

伴ってバリアフリーの住宅を新築するという。この2点を考えてみますと、この案件につきましてはやむを得ないというふうに判断をいたしております。資金計画については全て自己資金でありますから、残高証明も提出していただいておりますので問題ないかと思っております。

会長

整理番号 17 番について担当委員のご説明をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

先ほどの3条申請と関連がございます。19 ページに施設配置計画図があります。先ほどもご説明しましたとおり、周りの方たちとの関係もうまくいっています。内容といたしましては、しっかりとした計画を立てておられるんじゃないかと私は思っております。事務局の方からも説明がありましたように、要件も満たされておりますので私といたしましては異議ないもんだと思っております。 以上です。

会長

整理番号 17 番について皆さん方からのご意見・ご質問いかがでしょうか。

○番（農 業 委 員）

10 ページの地図を見れば3戸以上の住宅があればという事務局からの説明でしたが、計画もしっかりしているなあと思っております。異議ありません。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ整理番号 17 番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

同意することに決定いたします。

続きまして 22 ページです。議案第 48 号。農用地利用集積計画について、事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第 48 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めらる。

整理番号 30 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人（■）■■■■■さん（■歳）、譲渡人（■）■■■■■さん（■歳）。土地の所在：■■■■■、他7筆。現況地目：畑が5筆、雑種地が2筆、山林が1筆です。これにつきましては雑種地と山林が小さい面積ございますが、防風・防虫の役割を成しているようでございます。8筆の合計面積が■■■■■㎡。畑4筆が農用地区域内です。作物といたしましてタンカン・ポンカン・バレイショ。移転時期：平成■■年■■月■■日。対価：無償。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：果樹・野菜。経営面積：所有面積が■■■■■㎡。従事日数：300日。農機具等の保有状況：バックホー・1、トラクター・2、管理機・1、動噴・1です。

今回の申請人は親子関係でございます。所有権移転による贈与でございまして、受人は認定農業者であります。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 30 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

譲渡人におかれましては皆さんご存知でしょうから、私の方から特に意見をいう事もないんですが、まだまだお元気で畑で仕事をしているんですけども、息子さんに贈与するという事です。

○番（農 業 委 員）

場所の説明だけしておきます。24 ページです。[]の山手側に6筆。25 ページになりますが[]の海側に2筆。合計8筆ございます。

息子の[]さんについては専業農家で、[]もされておられます。 以上です。

会長

整理番号 30 番について皆さん方からご質問等ございますか。

（「異議ありません。」の声あり）

整理番号 30 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 30 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 31 番です。

事務局長

整理番号 31 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（[]）[]さん（[]歳）、譲渡人（鹿児島県地域振興公社）理事長：[]さん。土地の所在：[]、他7筆。現況地目：畑。8筆の合計面積が[]㎡。全て農用地区域です。作物：普通畑。移転時期：平成[]年[]月[]日。対価：[]円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：バレイショ・ぼんかん・たんかん。経営面積：所有面積が[]㎡、借地が[]㎡、合計[]㎡。従事日数：300日。農機具等の保有状況：トラクター・2、軽トラック・2、動噴・2、草払機・2、SS・1です。

農地売買等事業に係る案件でございます。譲受人は県公社から賃貸借で3年間の契約を結びまして、期間満了を迎えるということで、公社から全て買い受けるということでございます。

移転時期の[]月[]日が納入期限であります。以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。 以上です。

会長

整理番号 31 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

3年前に[]さんと公社で売買されて、[]さんが借りておりました。期間満了になったという事です。8筆まとまっております。

会長

整理番号 31 番について皆さん方からご意見・ご質問、ございますか。

（「異議ありません。」の声あり）

整理番号 31 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

計画を認めることに決定いたします。

続きまして28 ページ。議案第49号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第49号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求める。

整理番号6番。変更区分：農用地除外。申請人：（[]）[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、畑、[]㎡。利用状況：花卉栽培。土地の利用規制：農用地区域内。変更事由：『現在借家住まいであり、3人の子供の成長に伴い、借家も狭くなってきたため早急に住宅を新築したい。農用地区域外の場所も考慮し所有者と交渉をしたが、折り合いがつかず、今回の申請となった。』ということです。変更目的及び事業計画：一般住宅の建築面積が[]㎡、所要面積が

■㎡。コンクリート擁壁の所要面積が■㎡。防風林の所要面積が■㎡。家庭菜園の所要面積が■㎡。建築面積の合計が■㎡、所要面積の合計が■㎡です。工事計画：許可有り次第。資金計画：自己資金が■万円、金融機関からの融資が■万円、合計■万円という計画であります。

この案件について、計画の変更を認めないという理由はないと考えております。

前回、前々回ですか。長峰地区で変更計画がありました。特例による処置という事で、県が認める状態でした。内容的には中抜け状態の場所だったんですけども、災害時による影響があるということでの処置でした。今回も特殊といいますか、32 ページの地図をご覧ください全体的に色が塗られておりますが、農用地区域です。斜線を引いてあるところが申請地です。農用地につきましては、いろいろな除外の要件がございます。今回の案件につきましては『歯抜け除外』ということで、歯が1本かけた状態の変更という事になります。『除外対象地が農用地区域の外周に接し、農用地区域から歯が抜けるような形で除外を行うもので、農用地区域の土地利用に与える影響が大きいと言える。同じ農振区域内で農振除外の申請が続いた場合、認めないというわけにいかなくなる。また、その隣接地に誘発をし、農地保存が困難になる。』ということから、除外を認めることによって、周辺に追加的除外要求が危惧されるだけでなく、歯止めを失ってしまう。そして、農用地区域の集団性を分断してしまう恐れが非常に強いと言われております。

が、私は先ほど「計画の変更を認めないという理由はない。」と申し上げたわけですが、もう1つの要件の中に『立地基準』というのがあります。この地域の農地区分というのが第1種ではありません。第1種ですと、周辺に10ha以上の農地の広がりがあるという事になるんですけども、ここは9ha前後です。この農地区分は第3種ということになります。第3種につきましては公共施設等の場所から直線でおおむね300m以内をさします。

もう1つ。この地区は転用違反状態が多くて、それぞれ指導中でありまして。埋め立て、擁壁等、住宅予定なんですけど再三指導をしております。来月転用申請が上がる予定であります。また資材置き場として使っているところ、転用申請をあげて住宅兼倉庫ということで、倉庫は建っておりますが、住宅が建っておりません。10年以上経っております変更申請を出して頂くように指導をしております。このように転用違反が多い場所であるのが実情です。

また、県道沿線に2カ所ほど住宅を建てたいという意向があるという事も聞いております。

要件の中からはいろいろ申し上げましたが、変更計画を認めないという理由はありません。しかし今回認める判断をしますと、先には転用申請が上がってきます。

■の状況もあるんですけども、高平・麦生・原・小島地区では、農業が盛んな地区ということで、このような案件は少ないと思います。

■は畑総をしたんですけども、自前で農業を営む方はごく僅かです。幸いなことに■には大きな認定農業者がおりまして、その方が整備をした土地は大方借り受けをしてくれているという状況です。

もしここに家が建ちますと、現在農業をされている方に対しましては環境が変わりますと農家の方の方が気を使うといいますか。家には居住権という法律がございます、居住権を主張いたしますと農家の方が弱いといいますか、自嘲しないといけないという側面が出てまいります。

当然、第2、第3の申請が上がってきます。中心部は難しいかと思っておりますが、東側・西側の1列は基盤整備しているところ、していないところがございましてので新たな申請が上がってくることは想定ができます。

そういった側面が今回の申請の中にはあるという認識は事務局の中にはあります。皆さん方にも共通認識として今後も見守っていただければ

事務局長	<p>ばと思います。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号6番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>事務局から詳しく説明があったんですが、私個人の意見といたしましては、申請者は親元に住みたいということで集落内をいろいろ探しておりましたが、金額的に折り合わなかったり、子供に相続するから売れないと断られたり。■■■■の区長とも話をしたんですけども、集落のどこに家を作ればいいのかと、問題が出てきております。申請地は水も引いている、電気も通っているという事を考えれば、自分の土地があるのであれば、ここに建てたいというのは最もなことだと考えます。</p> <p>■■■■君の下は土地改良されておりますが、■■■■君のところから上はされておられません。事務局長が言われたような状況ではありますけども、この申請については私としては認めていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>それでは、皆さん方からご意見をいただきます。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>32 ページの図面の中で、申請地の上に2筆ありますよね。ここの現状はどうなっているのでしょうか。</p>
事務局長	<p>申請地の上の大きな土地は認定農家が借りて耕作されております。その上も同じ農家さんが借りております。その下も、横の大きな土地も同じ方が借りております。今は休ませている状態です。草払い等の管理はされております。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>今日のこの申請の中で、隣接者の同意なんかはいらないんですかね。</p>
事務局長	<p>今回は変更申請ということなんですが、全体見直しが5年おきにあります。全体見直しの時点で全体の申し入れがあった時から申し入れをしておりました。ですけども全体の中では認められなかったと。したがいまして今回変更計画が出されているところです。</p>
会長	<p>5年ごとにある見直しというのは、町全体の幅広い視野からの視点で判断をしていくわけですが、歯抜け状態を作ることは全体見直しとして適当ではないと、今の区域が設定されております。</p> <p>今回は個別見直しとして申請があがってきましたので、どうしますか。という意見が求められているところです。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>すみません。もう一度聞きますけども、申請地の上は認定農家が借りて作っているということですけど、所有者はわかっているのでしょうか。</p>
事務局長	<p>所有者は地元の方で、畑作はしておりません。お子さんもいますけども農業はされておりません。区画整備はしておりませんが認定農家の方が馬鈴薯をつくっております。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>全体の見直しの中では考えられなかった土地であって、■■■■区としてもそこをしなかったということですけども、話を聞いている中ではやはり住宅化が進むであろうところも、農振地域から外していく必要があるのかなと思います。</p> <p>今日のこの案件については認めないわけにはいかないと思います。屋久島の農業委員会で認めて、県にあげて、県がどういう判断を下すかなんですが、今日の時点では認めるのはやむを得ないと判断します。</p>
会長	<p>これまでのいきさつといたしますか、局長の話の中にもありましたけども、この道路の中に上水道管が入っています。畑総事業実施よりも前で</p>

会長

す。平成8年ごろの[]全体の改修工事をする際に、ここも配管工事で75mm管を埋めております。この時点で将来何らかの形で宅地という[]地域の構想があったものと、私は受け止めております。その後、畑総事業推進の段階で面積確保のために、ここ一体を入れて推進をしたということだと思っています。

また先ほど3種農地ということで役場庁舎から直線距離でおおむね300m以内、原則許可。これは転用のときの基準なんです。それから屋久島町がこれまで扱った個別見直しの際に外周部に接しているかどうか、屋久島町の基準では該当していると、私は思っているところがございます。

県下の市町村では外周部という時に、2辺、接していないと認めない。結局、角からではないと認めないという市町村もございます。

○番（農業委員）

ここには、現状1件も家が無いわけなんですけども、その当時町水道の配管工事を入れているということが、[]の村づくり・町づくりの中でされたのかなあと。それから電気についても同じことなんですけども、そういうことを考えると途中で土地改良事業が入ってきたから見直されたという気もしますけど、ここで何時間も協議しても結論は出ないと思いますので、今日の時点では皆さんで認めて、県に上げるべきだと思います。認めないという理由がないと。屋久島町農業委員会が認めることに、何らおかしい点は無いただろうと思いますけども。

会長

それでは採決に入ってよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

除外を認めることをやむを得ないという方の挙手をお願いいたします。

全員でございます。

整理番号6番についてやむを得ないという事で提出をいたします。

続きまして議案第50号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第50号。非農地証明願いについて次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

整理番号19番。申請人：（[]）[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、畑、[]m²。農地の区分：第3種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『昭和[]年頃農地法の転用申請をし、許可を得た後住宅を建築したが、その後地目変更をしないまま現在まで至ってしまった。地目の変更をするにも当時の許可証も見当たらないため、今回、建物も建築してから20年以上過ぎていることもあり、非農地申請をすることにした。』ということです。

この土地につきましては[]のすぐ上ですが、転用については申請済みではありますが、地目の変更をしておらず、許可証も紛失されているということで、今回非農地証明を申請されております。非農地として問題ないと思います。以上です。

会長

整理番号19番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

説明のとおりでありますので、意見はありません。許可を受けておられますので、やむを得ないと思います。

会長

皆さん方からご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号19番について非農地として認めることでご異議ございませんか。

会長

(「はい。」の声あり)

整理番号 19 番は非農地として認めることに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長 (鎌田 秀久君)

以上をもちまして、第 11 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会 (12時10分)

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

15 番

16 番

平成 27 年 2 月 24 日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久